



埼玉県化学系工場等リスク管理指導指針

(平成15年3月施行)

埼玉県

危険性物質を複数取り扱う化学系工場等においては、近年の工業技術の進歩に伴って災害につながる要因は複雑化しつつあります。

このような状況の中では、従来の法規制に加え、工場自らが災害の発生するおそれを総合的に評価し（リスク評価）、その結果を基にして事前に安全対策を講じる（リスク管理）という、リスク管理手法が有効であるとされています。

そこで埼玉県では、この手法の手順をわかりやすく示した「化学系工場等のためのリスク評価マニュアル」を作成しました。

本指針は、県内の化学系工場等がこのマニュアルを活用し、リスク管理を実施することを定めたものです。

埼玉県化学系工場等リスク管理指導指針

第1 目的

本指針は、埼玉県内の化学系工場等が、県が作成した「化学系工場等のためのリスク評価マニュアル」を活用して、リスク管理を実施することにより、爆発や火災等による災害を未然に防止することを目的とする。

第2 用語の定義

「化学系工場等」とは、日本標準産業分類に基づく「化学工業」、「プラスチック製品製造業」及びその他の分類に属する事業所であって、危険性物質（高圧ガス、火薬類、危険物、毒劇物など）2種類以上を貯蔵又は取り扱う事業所をいう。

第3 リスク評価の実施

化学系工場等は、職場全員の参加のもとで、自らが取り扱う物質の危険性やそれを取り扱う工程における危険性の度合いを総合的に推量する（以下「リスク評価」という。）ものとする。

第4 リスク管理の実施

化学系工場等は、第3の事項で実施したリスク評価の結果により想定される危険な事象についてリスク低減対策計画（危機管理マスタープラン）を策定し、それに基づいて安全対策を講じる（以下「リスク管理」という。）ものとする。

第5 見直しの実施

化学系工場等は、第3及び第4の事項について定期的に見直しを行うとともに、取扱物質・製造工程の変更等や周辺環境の変化が生じた際は速やかに見直しを行うものとする。

第6 マニュアルの活用

化学系工場等は、第3から第5までの事項を実施するにあたっては、県が作成した「化学系工場等のためのリスク評価マニュアル」を活用するものとする。

第7 県への報告

化学系工場等は、第3から第5までの事項の実施状況について、別に定めるところにより県に報告するものとする。

第8 記録の保存

化学系工場等は、第3から第5までの事項について実施した結果を記録し、これを10年間保存するものとする。

第9 リスクコミュニケーション

化学系工場等は、周辺住民に対して、リスク評価及びリスク管理の実施結果についての情報を積極的に公開し、相互に信頼関係を築き、良好な関係を保つよう努めるものとする。

第10 助言指導

化学系工場等は、第3から第5までの事項を実施するにあたっては、県に助言指導を求めることができるものとする。

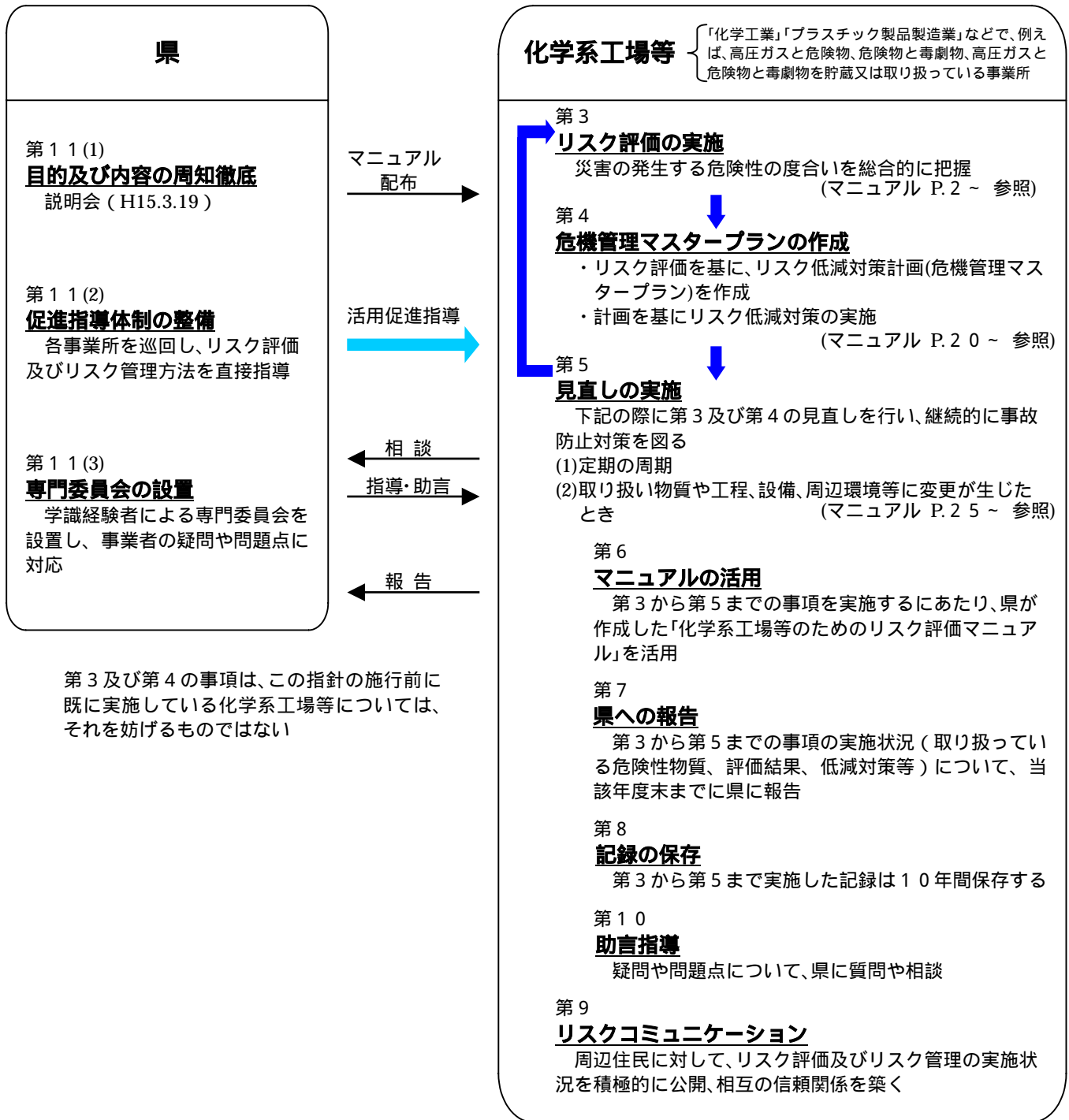
第11 県の役割

- (1) 県は、本指針の目的及び内容の周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、化学系工場等が行うリスク管理の手法や実施状況について指導を行うものとする。
- (3) 県は、化学系工場等の専門的な分野の相談に対応するため、専門委員会を設置し、学識経験者等の意見を聞き、化学系工場等を指導するものとする。

附則

この指針は平成15年3月6日から施行する。

「埼玉県化学系工場等リスク管理指導指針」の概要



埼玉県危機管理防災部化学保安課高圧ガス担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 電話 048-830-2980
 FAX 048-830-4768